

(様式2)

第2次京丹後市地域福祉計画の概要

1 趣旨について

本計画は、社会福祉法第107条に基づき、本市における地域福祉を推進するための施策展開の基本となるものである。

地域の生活に密着した地域福祉の推進のあり方を示しており、誰もが地域の中で安心して暮らせるように地域ぐるみの取り組みや市の支援策についてまとめ、市民、福祉事業者、行政などが協働により推進していく上での指針となるものである。

本市では平成19年3月に5年間の計画である「京丹後市地域福祉計画」を策定しており、第1次計画で掲げた基本理念に基づき、基本目標、取り組みの方向を引き続き設定し、社会潮流の変化に対応しつつ、国・府との連携を図りながら、実効性のある計画の推進を目指し計画の更新を行う。

2 内容について

第1章 計画策定にあたって

計画策定の背景、計画の性格と位置付け、計画の期間、計画策定における体制について記述

第2章 計画の基本理念

計画の基本理念について記述

第3章 京丹後市の現状と課題

各種統計からみた人口構成などの状況、地域福祉の現状と課題について記述

第4章 計画推進のための基本目標

第1次計画の成果と課題、推進のための基本目標、第2次京丹後市地域福祉体系図について記述

第5章 目標達成のための取り組みの方向

基本目標1から4における具体的な取り組みについて記述

第6章 計画の推進に向けて

地域住民、事業者、行政の協働による計画の推進、社会福祉協議会との協働、計画の推進状況の把握について記述

3 施行予定期日

平成24年4月1日